

国立大学法人東京海洋大学経営戦略室について

学 長 裁 定
令和5年7月27日

(設置)

第1 学長の下に国立大学法人東京海洋大学経営戦略室（以下「経営戦略室」という。）を置く。

(目的)

第2 経営戦略室は、学長のリーダーシップの下、国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）の経営及び教育研究に係る情報の収集及び分析並びに本学の経営及び教育研究に関する方針を策定することにより、本学の経営戦略の確立に資することを目的とする。

(業務)

第3 経営戦略室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 大学経営及び教育研究に関する方針の策定に関すること。
- 二 大学経営及び教育研究に係る情報の収集及び分析に関すること。
- 三 その他大学の運営に係る重要事項に関すること。

(組織)

第4 経営戦略室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 理事
- 三 副学長
- 四 学長補佐
- 五 事務局長
- 六 各部長
- 七 その他学長が指名する教職員 若干人

2 経営戦略室に室長を置き、学長をもって充てる。

(任期)

第5 第4第1項第7号の者の任期は、任命する学長の任期の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(経営戦略室会議)

第6 経営戦略室に、第3に掲げる業務に係る事項について審議するため、国立大学法人東京海洋大学経営戦略室会議（以下「経営戦略室会議」という。）を置く。

2 経営戦略室会議は、第4第1項に掲げる者をもって組織する。

- 3 経営戦略室会議に議長を置き、室長をもって充てる。
- 4 議長は、会議を招集し、主宰する。
- 5 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。
- 6 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(チーム及び学長アドバイザーボードの設置)

- 第7 室長は、第3に掲げる業務の実施及び業務に係る事項について検討を行うため、経営戦略室の下にチームを置くことができる。
- 2 室長は、第3に掲げる業務に関する助言を得るべく、経営戦略室の下に学長の諮問に応じた学長アドバイザーボードを置くことができる。

(チーム及び学長アドバイザーボードの構成員及び任務)

- 第8 チーム及び学長アドバイザーボードは、第4第1項に掲げる者のほか、室長が必要と認めた者を構成員に加えることができる。
- 2 チーム及び学長アドバイザーボードの構成員及び任務は、室長が別に定める。

(チームの進捗状況及び成果の報告)

- 第9 チームは、当該チームの業務の進捗状況を必要に応じて室長に報告するものとする。
- 2 チームは、当該チームの業務が完了したときは、速やかに室長に報告するものとする。

(学長アドバイザーボードによる助言の報告)

- 第10 学長アドバイザーボードは、学長の諮問事項に関する助言を室長に報告するものとする。

(チーム及び学長アドバイザーボードの解散)

- 第11 室長は、第9及び第10の報告を受け、設置の目的が達成されたと認めるとき又は設置の必要がなくなったと認めるときは、チーム及び学長アドバイザーボードを解散するものとする。

(庶務)

- 第12 経営戦略室の庶務は、総務部企画評価課において処理する。
- 2 チーム及び学長アドバイザーボードの庶務は、当該チーム及び学長アドバイザーボードが取り扱う業務を所掌する部課において処理する。

(雑則)

- 第13 この定めによるもののほか、経営戦略室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

- 1 この取扱いは、令和5年7月27日から施行する。

- 2 国立大学法人東京海洋大学経営企画室について（平成27年5月12日学長裁定）及び国立大学法人東京海洋大学インスティテューショナル・リサーチ室について（平成27年12月24日学長裁定）は廃止する。
- 3 この取扱い施行の際、廃止前の国立大学法人東京海洋大学経営企画室について（以下「旧取扱い」という。）第2第1項第7号の規定により任命されている者は、この取扱い第4第1項第7号の者とみなす。
- 4 この取扱い施行の際、旧取扱い第5第1項及び第2項の規定により設置されているチーム及び学長アドバイザーボードは、この取扱いの第7第1項及び第2項のチーム及び学長アドバイザーボードとみなす。